

平成23年4月分以降 保険料変更のご案内

まだ寒さが去りませんが、被保険者の皆様は、ご健勝にお過ごしのことと存じます。

任意継続被保険者の標準報酬月額、健康保険法第47条および当健保規約に基づき、資格喪失時の標準報酬月額か当健保の前年9月30日における平均標準報酬月額のいずれか少ない額の属する標準月額等級を適用することとなっております。

平成23年4月以降につきまして、標準報酬月額を見直した結果、前年9月30日における平均標準報酬月額が1等級高くなり、健康保険料および介護保険料が増額となります。

つきましては、保険料が平成23年4月分より下記のとおり変更されますので、ご了承をお願いいたします。

記

1. 標準報酬月額の変更

資格喪失時の標準報酬月額が380千円以上ですので、変更となります。

	現行 (～23年3月分)		平成23年度以降 (23年4月分～)
標準報酬月額	¥360,000	⇒	¥380,000

2. 健康・介護保険料月額

	現行 (～23年3月分)		平成23年度以降 (23年4月分～)	
健康保険料	¥25,200	⇒	¥26,600	※健康保険料率は70/1000で変更ありません。
介護保険料	¥4,680	⇒	¥4,940	※介護保険料率は13/1000で変更ありません。
合計	¥29,880	⇒	¥31,540	※別途手数料126円/回が必要です。(現行どおり)

3. 改定実施月：平成23年4月分から(3月28日の自動引落とし分より)

4. 保険料徴収についての留意事項(現行どおり)

- ①保険料は、毎月27日に自動引落としさせていただきます。前日(26日)までに自動引落口座にご入金くださいますようお願いいたします。なお、27日が休日の場合は翌稼働日に引落としとなります。
- ②自動引落としができなかった場合は、引落日翌月の11日付で資格喪失となりますのでご注意ください。

以上

任継担当：立木(ツイ)・杉澤
TEL: 075-344-7190